

令和5年度

「通級による指導」の手引

静岡県教育委員会

〈 目 次 〉

I 「通級による指導」の概要	
1 「通級による指導」に係る法令等	2
2 「通級による指導」の対象及び留意事項	4
3 指導要録への記載について	5
4 学習指導要領上の位置付け	6
II 「通級による指導」実施要綱	
1 静岡県自校通級実施要綱	11
2 静岡県他校通級実施要綱	12
3 静岡県他市町通級実施要綱	13
4 静岡県特別支援学校通級実施要綱	15
III 小・中学校等における「通級による指導」に係る手続	
1 自校通級に係る手続	17
2 他校通級に係る手続	19
3 他市町通級に係る手続	21
4 書類様式	23
IV 特別支援学校における「通級による指導」に係る手続	
(別紙)聴覚特別支援学校における通級による指導に係る事務手続について	38
書類様式	42～

Ⅰ
**「通級による指導」の
概要**

1 「通級による指導」に係る法令等

(1) 学校教育法施行規則（平成 22 年文部省令第 11 号）

平成 28 年文部科学省令第 34 号により改正、平成 30 年 4 月 1 日から施行

【第 140 条】

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 50 条第 1 項（第 79 条の 6 第 1 項において準用する場合を含む。）、第 51 条、第 52 条（第 79 条の 6 第 1 項において準用する場合を含む。）、第 52 条の 3、第 72 条（第 79 条の 6 第 2 項及び第 108 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 73 条、第 74 条（第 79 条の 6 第 2 項及び第 108 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 74 条の 3、第 76 条、第 79 条の 5（第 79 条の 12 において準用する場合を含む。）、第 83 条及び第 84 条（第 108 条第 2 項において準用する場合を含む。）並びに第 107 条（第 117 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

【第 141 条】

前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

(2) 「学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 140 条の規定に基づき、学校教育法施行規則第 140 条の規定による特別の教育課程について定める件（平成 5 年文部省告示第 7 号）」の一部を改正する告示（平成 28 年文部科学省告示第 176 号）、平成 30 年 4 月 1 日から施行

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第 140 条各号の 1 に該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）に対し、同条の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の障害に応じた特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。ただし、高等学校又は中等教育学校の後期課程においては、障害に応じた特別の指導を、高等学校学習指導要領（平成 21 年文部科学省告示第 34 号）第 1 章第 3 款の 1 に規定する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間、同款の 2 に規定する専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目、同款の 3 に規定する総合学科における「産業社会と人間」並びに同章第 4 款の 4、5 及び 6 並びに同章第 7 款の 5 の規定により行う特別活動に替えることはできないものとする。

- 1 障害に応じた特別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。
- 2 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別の指導に係る授業時数は、規則第 140 条第 1 号から第 5 号まで及び第 8 号に該当する児童又は生徒については年間 35 単位時間から 280 単位時間までを標準とし、同条第 6 号及び第 7 号に該当する児童又は生徒については、年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準とする。

2 「通級による指導」の対象及び留意事項

平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号 文部科学省初等中等教育局長通知
「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」

3 小学校，中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じるもの（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成 5 年文部省告示第 7 号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多く見られることに十分留意すること。

3 指導要録への記載について

平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1845 号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」

〔別紙 1〕小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等

〔別紙 2〕中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等

II 指導に関する記録

8 総合所見及び指導上参考となる諸事項（別紙 2 は 7）

⑤ 児童（生徒）の成長の状況にかかわる総合的な所見

障害のある児童（生徒）や日本語の習得に困難のある児童（生徒）のうち、通級による指導を受けている児童（生徒）については、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を端的に記入する。（中略）なお、これらの児童（生徒）について個別の指導計画を作成している場合において当該指導計画に上記にかかわる記載がなされている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

4 学習指導要領上の位置付け

◎小学校学習指導要領 (平成 29 年 3 月)

◎中学校学習指導要領 (平成 29 年 3 月)

*関係する箇所を抜粋

第 1 章 総則

第 4 節 児童生徒の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童<生徒>への指導

(1) 障害のある生徒などへの指導

ア 障害のある児童<生徒>などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童<生徒>の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

ウ 障害のある児童<生徒>に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

エ 障害のある児童<生徒>などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

特に、特別支援学級に在籍する児童<生徒>や通級による指導を受ける児童<生徒>については、個々の児童<生徒>の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

◎小学校学習指導要領解説 総則編 (平成 29 年 6 月)

◎中学校学習指導要領解説 総則編 (平成 29 年 7 月)

*関係する箇所を抜粋

第 3 章 教育課程の編成及び実施

第 4 節 児童<生徒>の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童<生徒>への指導

③ 通級による指導における特別の教育課程

障害のある児童<生徒>に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

通級による指導は、小学校<中学校>の通常の学級に在籍している障害のある児童<生徒>に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童<生徒>の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場(通級指導教室)で行う教育形態である。

通級による指導の対象となる者は、学校教育法施行規則第 140 条各号の一に該当する児童<生徒>(特別支援学級の児童<生徒>を除く。)で、具体的には、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者である。

今回の改訂では、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合につい

て、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。」という規定が新たに加わった。したがって、指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の6区分27項目の内容を参考とし、児童〈生徒〉一人一人に、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づいた自立活動における個別の指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定め、それに基づいて指導を展開する必要がある。

なお、「学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」（平成28年文部科学省告示第176条）において、それまで「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。」と規定されていた趣旨が、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことができる解釈されることのないよう、「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる」と改正された。つまり、通級による指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であるとの位置付けが明確化されたところである。

通級による指導に係る授業時数は、年間35単位時間から280単位時間までを標準としているほか、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、年間10単位時間から280単位時間までを標準としている。

また、「その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。」とは、児童〈生徒〉が在籍する通常の学級の担任と通級による指導の担当教師とが随時、学習の進捗状況等について情報交換を行うとともに、通級による指導の効果が、通常の学級においても波及することを目指していくことが重要である。

児童〈生徒〉が在籍校以外の小学校〈中学校〉又は特別支援学校の小学部・中学部において特別の指導を受ける場合には、当該児童〈生徒〉が在籍する小学校〈中学校〉の校長は、これら他校で受けた指導を、特別の教育課程に係る授業とみなすことができる（同規則第141条）。このように児童〈生徒〉が他校において指導を受ける場合には、当該児童〈生徒〉が在籍する小学校〈中学校〉の校長は、当該特別の指導を行う学校の校長と十分協議の上で、教育課程を編成するとともに、定期的に情報交換を行うなど、学校間及び担当教師間の連携を密に教育課程の編成、実施、評価、改善を行っていく必要がある。

なお、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正（平成29年3月）により、通級による指導のための基礎定数が新設され、指導体制の充実が図られている。

④ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

障害のある児童〈生徒〉などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童〈生徒〉への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童〈生徒〉の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

特に、特別支援学級に在籍する児童〈生徒〉や通級による指導を受ける児童〈生徒〉については、個々の児童〈生徒〉の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、障害のある児童〈生徒〉など一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っている。

今回の改訂では、特別支援学級に在籍する児童〈生徒〉や通級による指導を受ける児童〈生徒〉に対する二つの計画の作成と活用について、これまでの実績を踏まえ、全員について作成することとした。

個別の教育支援計画について

平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童〈生徒〉の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童〈生徒〉の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、幼児生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画という。

障害のある児童〈生徒〉などは、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携するため、それぞれの側面からの取組を示した個別の教育支援計画を作成し活用していくことが考えられる。具体的には、障害のある児童〈生徒〉などが生活の中で遭遇する制約や困難を改善・克服するために、本人及び保護者の意向〈願い〉や将来の希望などを踏まえ、在籍校のみならず、例えば、家庭、医療機関における療育事業及び福祉機関における児童生徒発達支援事業において、実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にすることとなる。

このように、個別の教育支援計画の作成を通して、児童〈生徒〉に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解をすべき大切な情報となる。また、在籍校において提供される教育的支援の内容については、教科等横断的な視点から個々の児童〈生徒〉の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として個別の指導計画に生かしていくことが重要である。

個別の教育支援計画の活用に当たっては、例えば、就学前に作成される個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かすことが大切である。その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いと保護に十分留意することが必要である。

個別の指導計画について

個別の指導計画は、個々の児童〈生徒〉の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童〈生徒〉など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

今回の改訂では、総則のほか、各教科等の指導において、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」として、当該教科等の指導における障害のある児童〈生徒〉などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定された。このことを踏まえ、通常の学級に在籍する障害のある児童〈生徒〉などの各教科等の指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画の作成に努める必要がある。

通級による指導において、特に、他校において通級による指導を受ける場合には、学校間及び担当教師間の連携の在り方を工夫し、個別の指導計画に基づく評価や情報交換等が円滑に行われるよう配慮する必要がある。

各学校においては、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成する目的や活用の仕方に違いがあることに留意し、二つの計画の位置付けや作成の手続きなどを整理し、共通理解を図ることが必要である。また、個別の教育支援計画及び個別の指導計画については、実施状況を適宜評価し改善を図っていくことも不可欠である。

こうした個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用システムを校内で構築していくためには、障害のある児童〈生徒〉などを担任する教師や特別支援教育コーディネーターだけに任せるのではなく、全ての教師の理解と協力が必要である。学校運営上の特別支援教育の位置付けを明確にし、学校組織の中で担任する教師が孤立することのないよう留意する必要がある。このためには、校長のリーダーシップのもと、学校全体の協力体制づくりを進めたり、全ての教師が二つの計画についての正しい理解と認識を深めたりして、教師間の連携に努めていく必要がある。

II

**「通級による指導」
実施要綱**

1 静岡県自校通級実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定に基づき、市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。以下同じ。）町立の小学校、中学校又は義務教育学校（以下「小学校等」という。）に在学する児童又は生徒（当該小学校等への就学を予定している者を含む。以下同じ。）に対して、当該児童又は生徒が在学し、又は就学を予定している小学校等（以下「在学校」という。）において通級による指導（以下「自校通級」という。）を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定める。

(通級による指導の通知等)

第2条 校長は、児童又は生徒に自校通級を受けさせる必要があるときは、市町教育委員会に対し、その旨を通知する。

2 市町教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒について、自校通級を受けさせることが適当と認めるときは、在学校の校長及び当該児童又は生徒の保護者に対し、その旨を通知する。

3 前項の通知に当たっては、市町教育委員会は、あらかじめ市町就学支援委員会等の意見を聴取する。

(特別の教育課程の編成等)

第3条 在学校の校長は、前条第2項の通知を受けたときは、速やかに、当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を編成し、市町教育委員会に通知する。

(通級による指導の終了)

第4条 在学校の校長は、自校通級を受けている児童又は生徒について、当該指導を受けさせる必要がないと判断したときは、市町教育委員会に対し、その旨を通知する。

2 市町教育委員会は、前項の通知に係る児童又は生徒について、自校通級を受けさせる必要がないと認めるときは、在学校の校長及び当該児童又は生徒の保護者に対しその旨を通知する。

3 前項の通知に当たっては、市町教育委員会は、あらかじめ市町就学支援委員会等の意見を聴取する。

(静岡県教育委員会への報告)

第5条 市町教育委員会は、静岡県教育委員会に対し、通級による指導を受けている児童又は生徒について当該児童又は生徒の氏名、在学校、通級による指導を行う期間等必要な事項を報告する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、自校通級を行う場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 自校通級実施要綱（平成19年4月1日施行）は廃止する。

2 静岡県他校通級実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定に基づき、市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。以下同じ。）町立の小学校、中学校又は義務教育学校（以下「小学校等」という。）に在学する児童又は生徒（当該小学校等への就学を予定している者を含む。以下同じ。）に対して、当該児童又は生徒が在学し、又は就学を予定している小学校等（以下「在学学校」という。）以外の小学校等（設置者が同じ小学校等に限る。以下同じ。）において通級による指導（以下「他校通級」という。）を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定める。

(通級による指導の通知等)

第2条 校長は、児童又は生徒に他校通級を受けさせる必要があるときは、市町教育委員会に対し、その旨を通知する。

2 市町教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒について、他校通級を受けさせることが適当と認めるときは、在学学校の校長及び当該児童又は生徒の保護者に対し、その旨及び通級による指導を受けさせる学校（以下「通級指導校」という。）を通知する。

3 前項の通知に当たっては、市町教育委員会は、あらかじめ市町就学支援委員会等の意見を聴取する。

4 市町教育委員会は、通級指導校の校長に対し、当該児童又は生徒の氏名及び在学学校を通知する。

(特別の教育課程の編成等)

第3条 在学学校及び通級指導校の校長は、前条第2項及び第4項の通知を受けたときは、当該児童又は生徒に係る教育課程の編成について協議を行う。

2 在学学校の校長は、前項の協議が終了したときは、速やかに、当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を編成し、市町教育委員会に通知する。

(通級による指導の終了)

第4条 在学学校の校長は、他校通級を受けている児童又は生徒について、通級指導校の校長の意見を聞いた上で、当該指導を受けさせる必要がないと判断したときは、市町教育委員会に対し、その旨を通知する。

2 市町教育委員会は、前項の通知に係る児童又は生徒について、他校通級を受けさせる必要がないと認めるときは、在学学校及び通級指導校の校長並びに当該児童又は生徒の保護者に対し、その旨を通知する。

3 前項の通知に当たっては、市町教育委員会は、あらかじめ市町就学支援委員会等の意見を聴取する。

(静岡県教育委員会への報告)

第5条 市町教育委員会は、静岡県教育委員会に対し、通級による指導を受けている児童又は生徒について、当該児童又は生徒の氏名、在学学校、通級指導校、通級による指導を行う期間等必要な事項を報告する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、他校通級を行う場合の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 他校通級実施要綱（設置者が同じ市町の場合）（平成5年4月1日施行）は廃止する。

3 静岡県他市町通級実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定に基づき、市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。以下同じ。）町立、私立、国立及び県立の小学校、中学校又は義務教育学校（以下「小学校等」という。）に在学する児童又は生徒（当該小学校等への就学を予定している者を含む。以下同じ。）に対して、当該児童又は生徒が在学し、又は、就学を予定している小学校等（以下「在学校」という。）以外の小学校等（設置者が異なる小学校等に限る。以下同じ。）において通級による指導（以下「他市町通級」という。）を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定める。

(通級による指導の通知等)

第2条 校長は、児童又は生徒に他市町通級を受けさせる必要があるときは、市町教育委員会に対し、その旨を通知する。

- 2 市町教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒について、他市町通級を受けさせることが適当と認めるときは、あらかじめ、当該市町教育委員会（以下「他市町教育委員会」という。）と協議した上で、在学校の校長及び当該児童又は生徒の保護者に対し、その旨及び通級による指導を受けさせる学校（以下「通級指導校」という。）を通知する。
- 3 前項の通知に当たっては、市町教育委員会は、あらかじめ市町就学支援委員会等の意見を聴取する。
- 4 市町教育委員会は、他市町教育委員会に対し、当該児童又は生徒の氏名及び在学校を通知する。
- 5 他市町教育委員会は、前項の通知を受けたときは、通級指導校に対し、当該児童又は生徒の氏名及び在学校を通知する。

(特別の教育課程の編成等)

第3条 在学校及び通級指導校の校長は、前条第2項及び第5項の通知を受けたときは、当該児童又は生徒に係る教育課程の編成について協議を行う。

- 2 在学校の校長は、前項の協議が終了したときは、速やかに、当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を編成し、市町教育委員会に通知する。
- 3 市町教育委員会は、前項の通知を受けたときは、他市町教育委員会に対し、その旨を通知する。

(通級による指導の終了)

第4条 在学校の校長は、他市町通級を受けている児童又は生徒について、通級指導校の校長の意見を聴いた上で、当該指導を受けさせる必要がないと判断したときは、市町教育委員会に対し、その旨を通知する。

- 2 市町教育委員会は、前項の通知に係る児童又は生徒について、他市町通級を受けさせる必要がないと認めるときは、他市町教育委員会、在学校の校長及び当該児童又は生徒の保護者に対し、その旨を通知する。
- 3 前項の通知に当たっては、市町教育委員会は、あらかじめ市町就学支援委員会等の意見を聴取する。
- 4 他市町教育委員会は、第2項の通知を受けたときは、通級指導校の校長に対し、その旨を通知する。

(私立、国立及び県立の学校の児童生徒における通級による指導)

第5条 私立、国立及び県立の学校の校長は、児童又は生徒に通級による指導を受けさせる必要があるときは、当該児童又は生徒が居住する市町教育委員会に対し、その旨を通知する。

- 2 前項の通知を受けた市町教育委員会は、前3条及び静岡県他校通級実施要綱（平成30年4月1日施行）に準じて取扱う。

(静岡県教育委員会への報告)

第6条 市町教育委員会は、静岡県教育委員会に対し、通級による指導を受けている児童又は生徒について、当該児童又は生徒の氏名、在学学校、通級指導校、通級による指導を行う期間等必要な事項を報告する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、他市町通級による指導を行う場合の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 他校通級実施要綱（設置者が異なる市町の場合）（平成5年4月1日施行）は廃止する。

4 静岡県特別支援学校通級実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定に基づき、小学校、中学校又は義務教育学校（以下「小学校等」という。）に在学する児童又は生徒（当該小学校等への就学を予定している者を含む。以下同じ。）に対して、県立特別支援学校の小学部又は中学部において通級による指導（以下「特別支援学校通級」という。）を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定める。

(通級による指導の通知等)

第2条 校長は、児童又は生徒に特別支援学校通級を受けさせる必要があるときは、当該児童又は生徒が居住する市町の教育委員会（以下「市町教育委員会」という。）に対し、その旨を通知する。

2 市町教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒について、特別支援学校通級を受けさせることが適当と認めるときは、あらかじめ静岡県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）と協議した上で、当該児童又は生徒が在学する学校（以下「在学学校」という。）の校長及び当該児童又は生徒の保護者に対し、その旨及び通級による指導を受けさせる特別支援学校（以下「通級指導校」という。）を通知する。

3 前項の通知に当たっては、市町教育委員会は、あらかじめ市町就学支援委員会等の意見を聴取する。

4 市町教育委員会は、県教育委員会に対し、当該児童又は生徒の氏名及び在学学校を通知する。

5 県教育委員会は、前項の通知を受けたときは、当該児童又は生徒の氏名及び在学学校を通級指導校に通知する。

(特別の教育課程の編成等)

第3条 在学学校及び通級指導校の校長は、前条第2項及び第5項の通知を受けたときは、当該児童又は生徒に係る教育課程の編成について協議を行う。

2 在学学校の校長は、前項の協議が終了したときは、速やかに、当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を編成し、市町教育委員会に通知する。

3 市町教育委員会は、前項の通知を受けたときは、県教育委員会に対し、その旨を通知する。

(通級による指導の終了)

第4条 在学学校の校長は、特別支援学校通級を受けている児童又は生徒について、通級指導校の校長の意見を聴いた上で、当該指導を受けさせる必要がないと判断したときは、市町教育委員会に対し、その旨を通知する。

2 市町教育委員会は、前項の通知に係る児童又は生徒について、特別支援学校通級を受けさせる必要がないと認めるときは、県教育委員会、在学学校の校長及び当該児童又は生徒の保護者に対し、その旨を通知する。

3 前項の通知に当たっては、市町教育委員会は、あらかじめ市町就学支援委員会等の意見を聴取する。

4 県教育委員会は、第2項の通知を受けたときは、通級指導校の校長に対し、その旨を通知する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、特別支援学校通級を行う場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 他校通級実施要綱（設置者が県の場合）（平成19年4月1日施行）は、廃止する。

Ⅲ

小・中学校等における 「通級による指導」に 係る手続

1 自校通級に係る手続

【通級による指導の通知等】

- (1) 校長は、児童又は生徒に自校通級を受けさせる必要があるときは、市町教育委員会に対し、その旨を通知する。**(様式 1)**
- (2) 市町教育委員会は(1)の通知を受けた児童又は生徒（新学齢の者を含む）について、通級による指導を受けさせることが適当と認めるときは、その旨を当該児童又は生徒の在学校の校長**(様式 2-1)**及び保護者**(様式 2-2)**に通知する。
- (3) (2)の通知に当たっては、市町教育委員会は、あらかじめ市町就学支援委員会等の意見を聴取する。

【特別の教育課程の編成等】

- (4) 校長は、速やかに、当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を編成し、市町教育委員会に通知する。**(様式 4-1)**

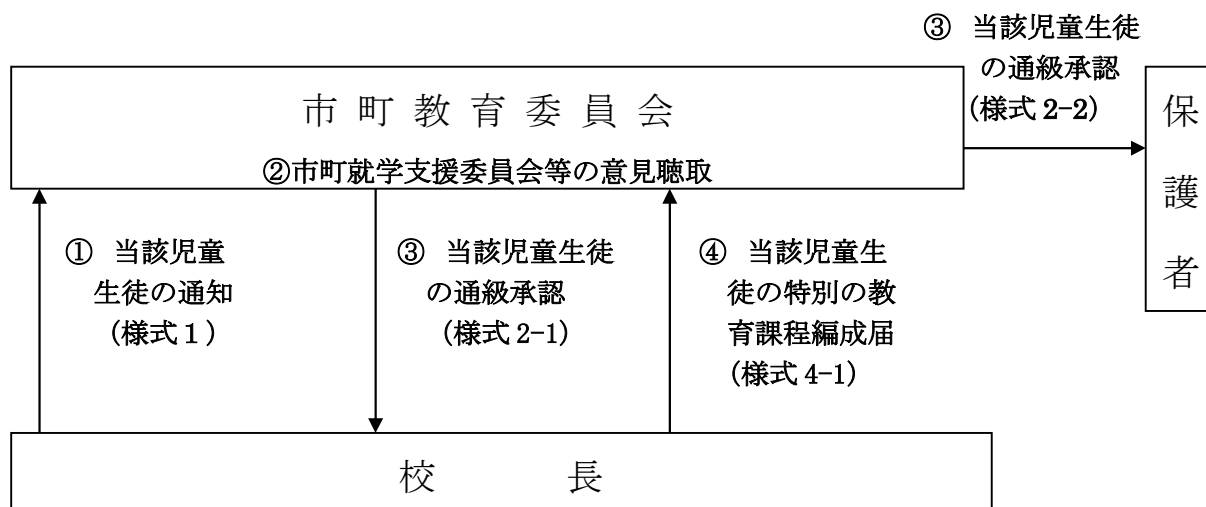
【通級による指導の終了】

- (5) 校長は、自校通級による指導を受けている児童又は生徒について、当該指導を受けさせる必要がないと判断したときは、市町教育委員会に対し、その旨を通知する。**(様式 6)**
- (6) 市町教育委員会は、(5)の通知を受けた児童又は生徒について、通級による指導を受けさせる必要がないと認めるときは、在学校の校長**(様式 7-3)**及び当該児童又は生徒の保護者**(様式 9)**に、その旨を通知する。
- (7) (6)の通知に当たっては、市町教育委員会は、あらかじめ市町就学支援委員会等の意見を聴取する。

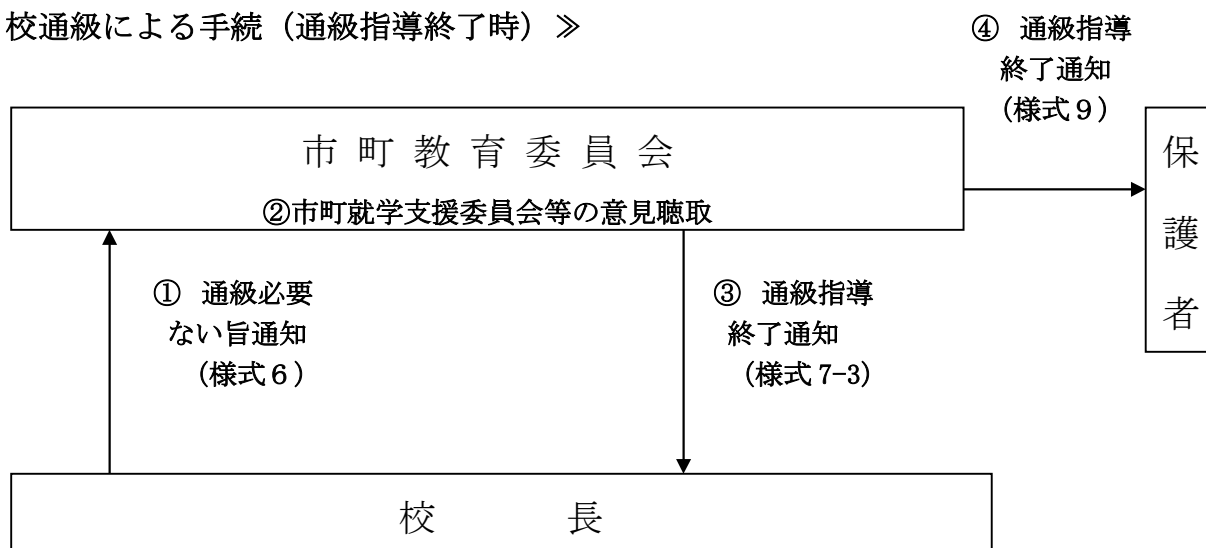
【県教育委員会への報告】

- (8) 市町教育委員会は、その年度において通級による指導を受けている児童又は生徒について、当該児童又は生徒の氏名、在 school、通級による指導を行う期間等を年度末に教育事務所に報告する。**(様式 10)**

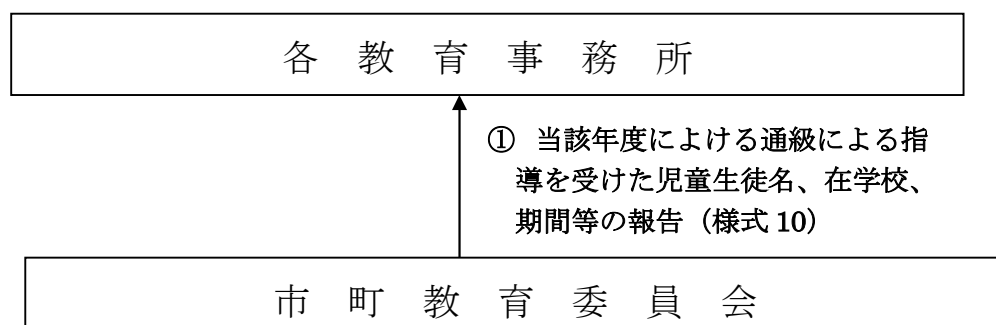
《自校通級による手続（通級指導開始時）》



《自校通級による手続（通級指導終了時）》



《自校通級による手続（年度末報告）》



2 他校通級に係る手続

【通級による指導の通知等】

- (1) 校長は、児童又は生徒に他校通級による指導を受けさせる必要があるときは、市町教育委員会に対し、その旨を通知する。**(様式 1)**
- (2) 市町教育委員会は(1)の通知を受けた児童又は生徒（新学齢のものを含む）について、通級による指導を受けさせることが適当と認めるときは、当該児童又は生徒の氏名及び通級指導校を当該児童又は生徒の在学校の校長**(様式 2-1)**及び保護者**(様式 2-2)**に通知する。
- (3) (2)の通知に当たっては、市町教育委員会は、あらかじめ市町就学支援委員会等の意見を聴取する。
- (4) 市町教育委員会は、(2)の通知とともに、当該児童又は生徒の氏名及び在学校を通級指導校の校長に通知**(様式 3-1)**する。

【特別の教育課程の編成等】

- (5) 在 school 及び通級指導校の校長は、(2)及び(4)の通知を受けたときは、当該児童又は生徒に係る教育課程の編成について協議を行う。
- (6) 在 school の校長は、協議終了後、速やかに、当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を編成し、通級指導校の校長の証明を受けた上で、市町教育委員会に通知する。**(様式 4-2)**

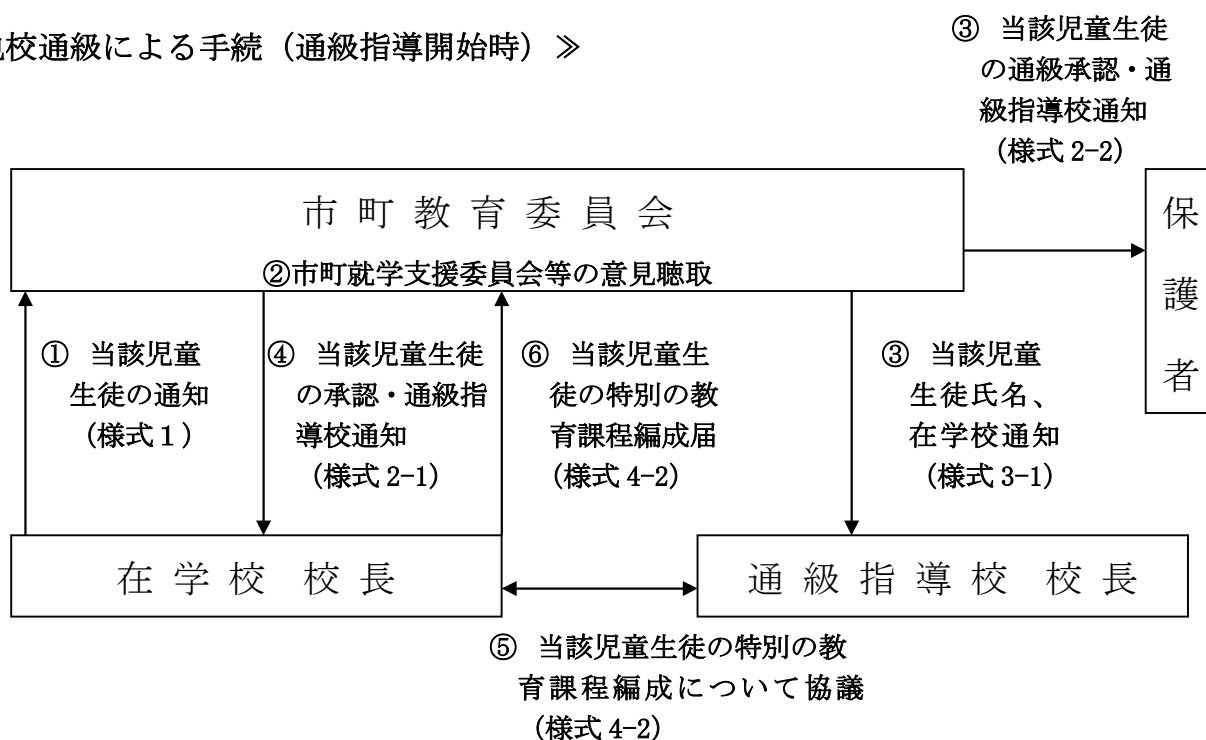
【通級による指導の終了】

- (7) 在 school の校長は、他校通級を受けている児童又は生徒について、通級指導校の校長の意見を聴いた上で、当該指導を受けさせる必要がないと判断するときは、市町教育委員会に対し、その旨を通知する。**(様式 6)**
- (8) 市町教育委員会は、(7)の通知を受けた児童又は生徒について、通級による指導を受けさせる必要がないと認めるときは、在 school の校長**(様式 7-3)**、通級指導校の校長**(様式 8)**及び当該児童又は生徒の保護者**(様式 9)**に、その旨を通知する。
- (9) (8)の通知に当たっては、市町教育委員会は、あらかじめ市町就学支援委員会等の意見を聴取する。

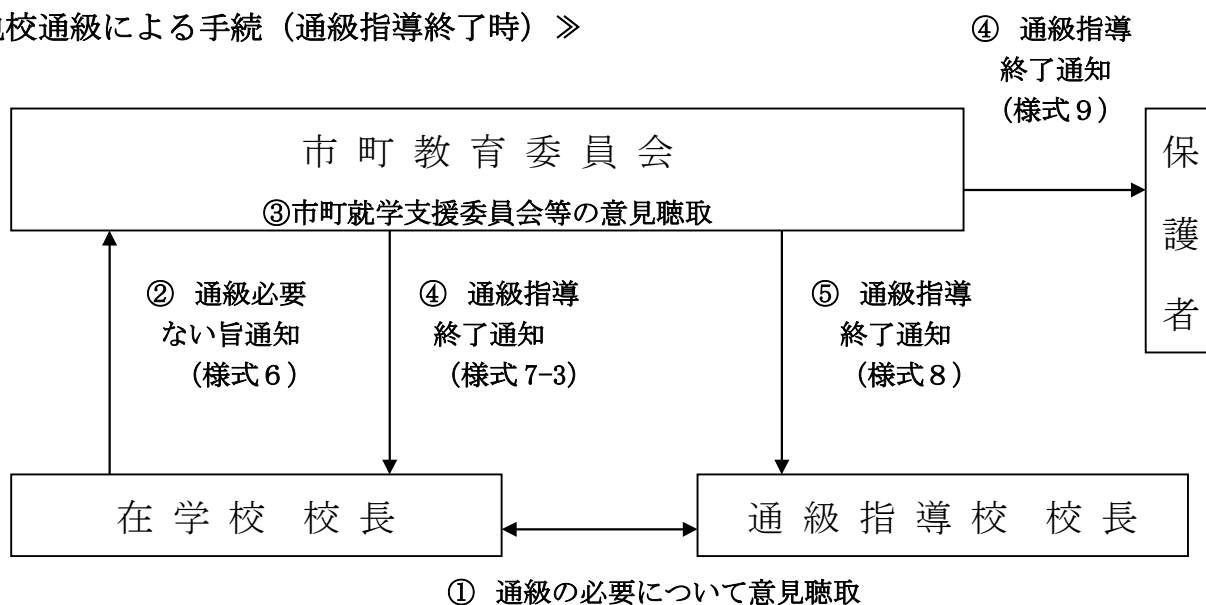
【県教育委員会への報告】

- (10) 市町教育委員会は、その年度において通級による指導を受けている児童又は生徒について、当該児童又は生徒の氏名、在 school、通級指導校、通級による指導を行う期間等を年度末に教育事務所に報告する。**(様式 10)**

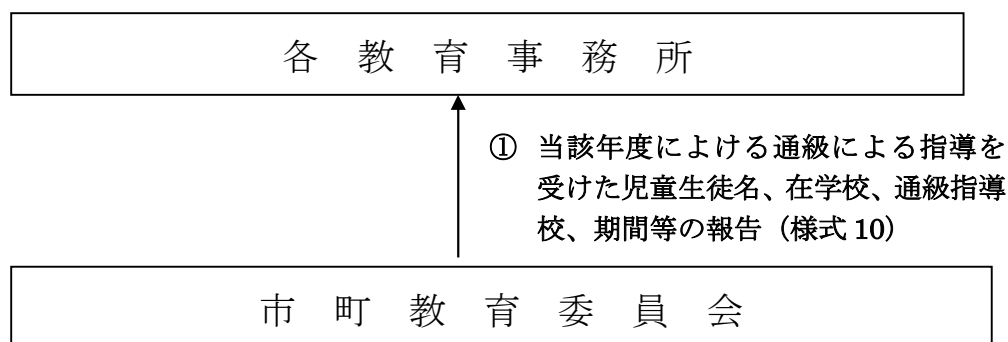
《他校通級による手続（通級指導開始時）》



《他校通級による手続（通級指導終了時）》



《他校通級による手続（年度末報告）》



3 他市町通級に係る手続

【通級による指導の通知等】

- (1) 校長は、児童又は生徒に他市町が設置する小学校等で通級による指導（他市町通級）を受けさせる必要があるときは、市町教育委員会に対し、その旨を通知する。**（様式 1）**
- (2) 市町教育委員会は(1)の通知を受けた児童又は生徒（新学齢のものを含む）について、他の市町が設置する小学校等において通級による指導を受けさせることが適当と認めるときは、当該小学校等を所管する市町教育委員会（他市町教育委員会）と協議をした上で、児童又は生徒の氏名及び通級指導校を、当該児童又は生徒の在学校の校長**（様式 2-1）**及び保護者**（様式 2-2）**に通知する。
- (3) (2)の通知に当たっては、市町教育委員会は、あらかじめ市町就学支援委員会等の意見を聴取する。
- (4) 市町教育委員会は、(2)の通知とともに、当該児童又は生徒の氏名及び在-schoolを他市町教育委員会**（様式 3-3）**に通知する。
- (5) (4)の通知を受けた他市町教育委員会は、通級指導校の校長に対し、当該児童又は生徒の氏名及び在-schoolを通知する。**（様式 3-1）**

【特別の教育課程の編成等】

- (6) 在-school及び通級指導校の校長は、(2)及び(5)の通知を受けたときは、当該児童又は生徒に係る教育課程の編成について協議を行う。
- (7) 在-schoolの校長は、(6)の協議終了後、速やかに、当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を編成し、通級指導校の校長の証明を受けた上で、市町教育委員会に通知する。**（様式 4-2）**
- (8) 市町教育委員会は、(7)の通知を受けたときには、速やかに、他市町教育委員会にその写しを送付する等、通知の内容について、情報を共有する。

【通級による指導の終了】

- (9) 在-schoolの校長は、他市町通級を受けている児童又は生徒について、通級指導校の校長の意見を聴いた上で、当該指導を受けさせる必要がなくなったものと判断するときは、市町教育委員会に、その旨を通知する。**（様式 6）**
- (10) 市町教育委員会は、(9)の通知に係る児童又は生徒について、通級による指導を受けさせる必要がないと認めるときは、他市町教育委員会**（様式 7-2）**、在-schoolの校長**（様式 7-3）**及び当該児童又は生徒の保護者**（様式 9）**に、その旨を通知する。
- (11) (10)の通知に当たっては、市町教育委員会は、あらかじめ市町就学支援委員会等の意見を聴取する。
- (12) (10)の通知を受けた他市町教育委員会は、通級指導校の校長に対し、当該児童又は生徒の通級による指導の終了を通知する。**（様式 8）**

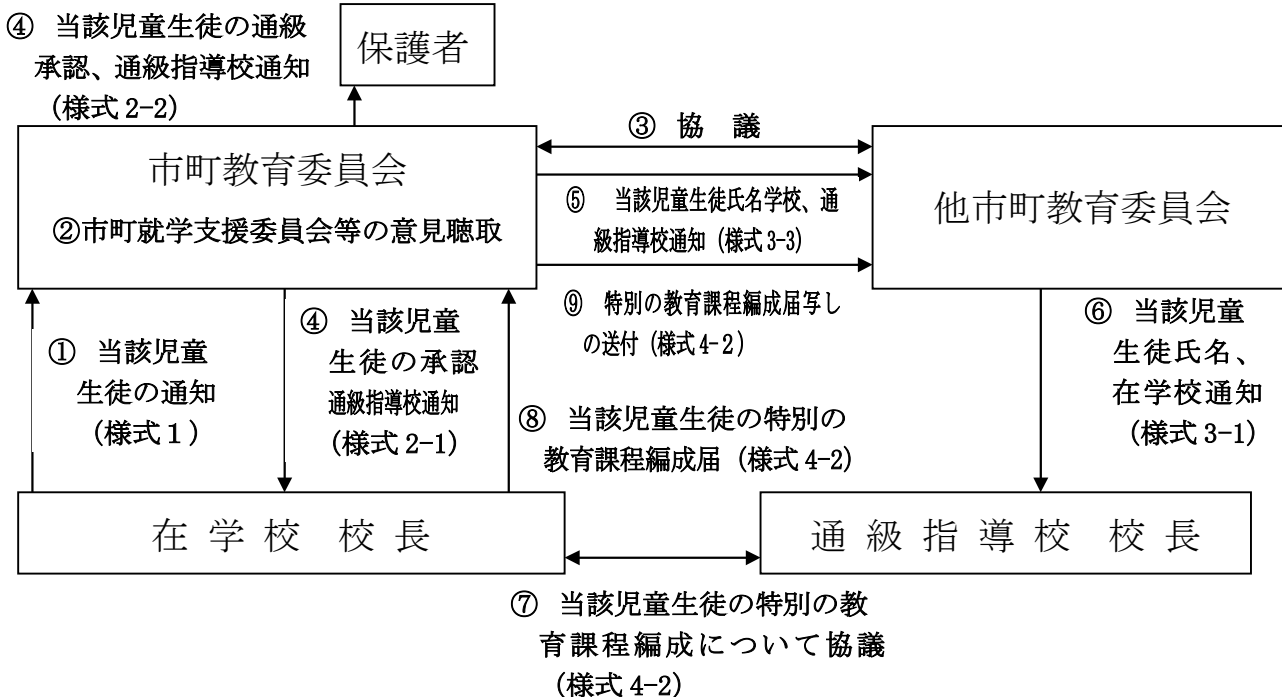
【私立、国立及び県立の学校の児童生徒における通級指導】

- (13) 私立、国立及び県立の小・中学校の校長は、在籍している児童又は生徒に通級による指導を受けさせる必要がある時は、当該児童又は生徒の居住する市町教育委員会に、その旨を通知する。**（様式 1）**
- (14) (13)の通知を受けた市町教育委員会は、他校通級実施要綱又は他市町通級実施要綱に基づき手続きする。

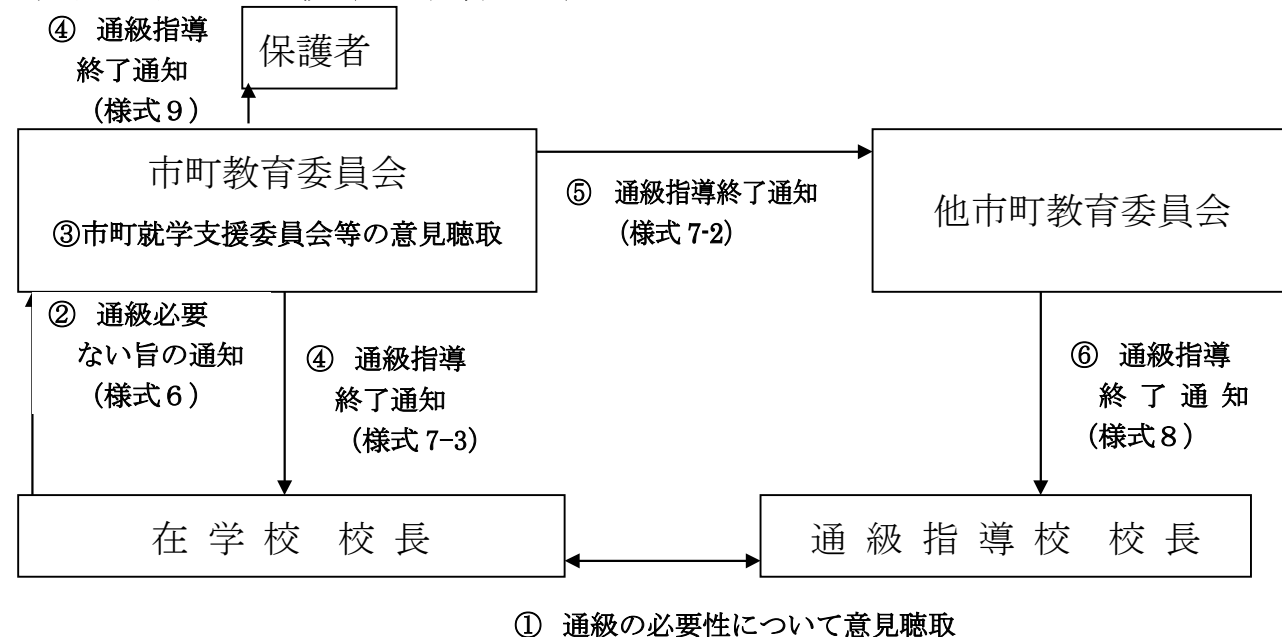
【県教育委員会への報告】

- (15) 市町教育委員会は、その年度において通級による指導を受けている児童又は生徒について、当該児童又は生徒の氏名、在-school、通級指導校、通級による指導を行う期間等を年度末に教育事務所に報告する。**（様式 10）**

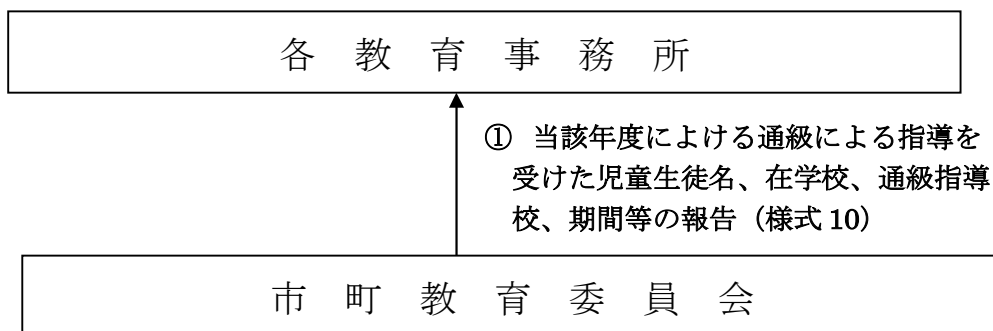
《他市町通級による手続（通級指導開始時）》



《他市町通級による手続（通級指導終了時）》



《他市町通級による手続（年度末報告）》



4 書類様式

様式 1	通級による指導該当児童生徒について（通知）	在学校→市町教委
様式 2 - 1	通級による指導該当児童生徒の承認について（通知）	市町教委→在学校
様式 2 - 2	通級による指導該当児童生徒の承認について（通知）	市町教委→保護者
様式 3 - 1	通級による指導該当児童生徒について（通知）	市町教委→通級指導校 他市町教委→通級指導校
様式 3 - 3	通級による指導該当児童生徒について（通知）	市町教委→他市町教委
様式 4 - 1	通級による指導を受ける児童生徒の特別の教育課程編成届	在学校→市町教委
様式 4 - 2	通級による指導を受ける児童生徒の特別の教育課程編成届	在学校⇔通級指導校校長 在学校→市町教委 市町教委→他市町教委
様式 6	通級による指導終了児童生徒について（通知）	在学校→市町教委
様式 7 - 2	通級による指導終了児童生徒について（通知）	市町教委→他市町教委
様式 7 - 3	通級による指導終了児童生徒の承認について（通知）	市町教委→在学校
様式 8	通級による指導終了児童生徒について（通知）	市町教委→通級指導校 他市町教委→通級指導校
様式 9	通級による指導の終了について（通知）	市町教委→保護者

（注） 上記に示した様式は参考様式です。定められた手続に必要な書類の様式を、各市町で定めていただいても結構です。

様式 10	通級による指導該当児童・生徒の一覧	市町教委→教育事務所
-------	-------------------	------------

様式 1

在学校 → 市町教育委員会

〇〇第 号
年 月 日

〇〇教育委員会教育長 様

〇〇立 学校
校長 職印

通級による指導該当児童生徒について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

児 童 生 徒	(ふりがな) 氏 名	(男・女)
	生年月日	平成 年 月 日
	学 年	
	障害の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・言語障害者 ・自閉症者 ・情緒障害者 ・弱視者 ・難聴者 ・学習障害者 ・注意欠陥多動性障害者 ・その他 ()
保 護 者	氏 名	
	現住所	

* 「障害の種類」の欄は、該当項目を○で囲んでください。

様式2-1

市町教育委員会 → 在学校

〇〇第 号
年 月 日

〇〇立 学校長 様

〇〇教育委員会教育長

通級による指導該当児童生徒の承認について（通知）

下記の児童生徒について、通級による指導を開始することを承認します。

記

1 児童生徒氏名

2 通級指導校 〇〇立 学校

3 通級許可年月日 年 月 日

様式2-2

市町教育委員会 → 保護者

〇〇第 号
年 月 日

様

〇〇教育委員会教育長

通級による指導該当児童生徒の承認について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

- 1 児童生徒氏名
- 2 通級指導校 〇〇立 学校
- 3 通級許可年月日 年 月 日

様式 3 - 1

市町教育委員会	→	通級指導校
他市町教育委員会	→	通級指導校

〇〇第 年 月 日 号

〇〇立 学校長 様

〇〇教育委員会教育長

通級による指導該当児童生徒について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

児童生徒氏名	学年	生年月日	保護者氏名	住所	在 schools 名

様式 3 - 3

市町教育委員会 → 他市町教育委員会

〇〇第 号
年 月 日

〇〇教育委員会教育長 様

〇〇教育委員会教育長

通級による指導該当児童生徒について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

児童生徒氏名	学年	生年月日	保護者氏名	在 schools 名	通級指導校名

様式4-1

在 学 校 → 市 町 教 育 委 員 会

通級による指導を受ける児童生徒の特別の教育課程編成届

学校名		校長氏名	
所在地		電話番号	〈 〉 (-)

〈通級による指導を受ける児童生徒の特別の教育課程〉

NO	氏 名	性 別	学 年	通級指導の指導時間数			通常の学級 での週指導 時間数	主な指導内容	指導開始年月日	通級指導担当者	通級 方法	所要 時間	備 考
				(週あたり)	曜 日	時 間							

上記の児童生徒が、通級による指導を受けることを証明します。

年 月 日

_____ 学校長

様式4-2

在学学校	←→	通級指導校校長
在学学校	→	市町教育委員会
(市町教育委員会	→	他市町教育委員会)

通級による指導を受ける児童生徒の特別の教育課程編成届

在学学校名		校長氏名	
所在地		電話番号	〈 〉 (-)

通級指導校名	
--------	--

〈通級による指導を受ける児童生徒の特別の教育課程〉

-30-

NO	氏名	性別	学年	通級指導の指導時間数			通常の学級での週指導時間数	主な指導内容	指導開始年月日	通級指導担当者	通級方法	所要時間	備考
				(週あたり)	曜日	時間							

上記の児童生徒が、通級による指導を受けることを証明します。

年 月 日 通級指導校 _____ 学校長 _____

様式 6

在学校 → 市町教育委員会

〇〇第 年 月 日 号

〇〇教育委員会教育長 様

〇〇立 学校
校長 職印

通級による指導終了児童生徒について（通知）

下記の児童生徒について、通級による指導を終了したいので通知します。

記

児童生徒	(ふりがな) 氏 名	(男・女)
	生年月日	平成 年 月 日
	学 年	
	障害の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 言語障害者 ・ 自閉症者 ・ 情緒障害者 ・ 弱視者 ・ 難聴者 ・ 学習障害者 ・ 注意欠陥多動性障害者 ・ その他 ()
保護者	氏 名	
	現住所	

様式7-2

市町教育委員会 → 他市町教育委員会

〇〇第 号
年 月 日

〇〇教育委員会教育長 様

〇〇教育委員会教育長

通級による指導終了児童生徒について（通知）

下記の児童生徒について、通級による指導を終了したので通知します。

記

児童 生徒	(ふりがな) 氏 名	(男・女)
	生 年 月 日	平成 年 月 日
	現 住 所	
通級指導校名		〇〇立 学校

○ 終了許可年月日 年 月 日

様式7-3

市町教育委員会 → 在学校

〇〇第 号
年 月 日

〇〇立 学校長 様

〇〇教育委員会教育長

通級による指導終了児童生徒の承認について（通知）

下記の児童生徒について、通級による指導を終了することを承認します。

記

児童 生徒	(ふりがな) 氏 名	(男・女)
	生 年 月 日	平成 年 月 日
	現 住 所	
通級指導校名		〇〇立 学校

○ 終了許可年月日 年 月 日

様式8

市町教育委員会	→	通級指導校
他市町教育委員会	→	通級指導校

〇〇第 号
年 月 日

〇〇立 学校長 様

〇〇教育委員会教育長

通級による指導終了児童生徒について（通知）

下記の児童生徒について、通級による指導を終了したので通知します。

記

児童生徒氏名	学年	生年月日	在 schools 名

○ 終了許可年月日 年 月 日

様式9

市町教育委員会 → 保護者

〇〇第 号
年 月 日

様

〇〇教育委員会教育長

通級による指導の終了について（通知）

このことについて、下記のとおり通級による指導を終了するので通知します。

記

- 1 児童生徒氏名
- 2 通級指導校 〇〇立 学校
- 3 終了年月日 年 月 日

(様式10) 通級による指導該当児童生徒の一覧

(令和 年度)

(市町名)	(担当者所属)	(担当者)	(連絡先)
-------	---------	-------	-------

記入に関する注意点

- ・通級による指導を終了した児童及び生徒については、保護者に通知した終了年月日を、指導終了年月日の欄に記入する。
- ・小学校通級、中学校通級、聴覚特別支援学校通級の順に記入する。

	児童生徒氏名	学年	性別	生年月日	在学学校名	通級指導校	障害種	指導開始年月日	指導終了年月日又は継続
例	静岡 花子	3	女	平成〇年〇月〇日	〇〇立〇〇小学校	〇〇立〇〇小学校	言語	令和〇年4月1日	令和〇年11月20日
例	富士 次郎	4	男	平成◇年◇月◇日	△〇立△〇小学校	◇〇立◇〇小学校	発達障害	令和◇年10月1日	令和△年3月31日
例	駿河 葵	5	男	平成□年□月□日	□〇立□〇小学校	〇〇聴覚特別支援学校	難聴	令和□年5月1日	継続
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									

IV

特別支援学校における 「通級による指導」に 係る手続

(別紙)
聴覚特別支援学校における通級による指導に係る事務手続きについて

1 通級による指導の実施校

学校名	指導場所 *サテライト教室		
沼津聴覚特別支援学校	本校	*中伊豆教室	*松崎教室
静岡聴覚特別支援学校	本校	*島田教室	*牧之原教室
浜松聴覚特別支援学校	本校		

2 対象者の障害の程度

【難聴者】補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号初等中等教育長通知

3 通級による指導に係る事務手続き

(1) 通級による指導の開始の手続き

時期	書類等	書類の流れ	留意点
開始前年度 ～12月	在学学校長は通級指導校校長の意見を聞く	—	
	静岡県立特別支援学校（聴覚障害）への通級該当者について（通知） 【様式 1-2】	在籍校 →市町教委	市町立学校以外の該当者も在住市町教委へ提出 各市町教委宛で作成
	新学齢児は通級指導校校長の意見を聞きながら、様式 1-3 を市町教委が作成 【様式 1-3】	—	
	市町就学支援委員会等の意見聴取	—	
12月末	通級による指導該当児童生徒について（通知） 【様式 3-2】	市町教委 →県教委	様式 1-2 の写しと 様式 1-3 を添付
1月末	通級指導教室該当児童生徒の承認について（通知）	県教委 →市町教委	
	通級指導教室の該当児童生徒について（通知） 該当児童生徒一覧	県教委 →通級指導校	
2月	在学学校及び保護者に対して、通級指導が承認された旨を通知する。	市町教委 →在籍学校 →保護者	書式は各市町のものによる。
当年度 4月初旬	通級による指導を受ける児童生徒の特別の教育課程編成届 【様式 4-2】	在籍学校⇔ 通級指導校	2校でやり取りの上、作成
4月中	通級による指導を受ける児童生徒の特別の教育課程編成届 【様式 4-2】	在籍学校 →市町教委	
4月中	通級による指導を受ける児童生徒の特別の教育課程編成届 【様式 4-2】	市町教委 →県教委	

* 原則、年度途中の入級は認めない。

(2) 通級による指導の終了の手続き

時期	書類等	書類の流れ	留意点
速やかに	※在学学校校長は通級指導学校校長の意見を聞く		
速やかに	通級による指導終了児童生徒について（通知） 【様式 6-2】	在籍学校 →市町教委	
速やかに	市町就学支援委員会等の意見聴取	—	
速やかに	通級による指導終了児童生徒の承認について 【様式 7-3】	市町教委 →在籍学校	
	通級による指導の終了について（通知） 【様式 9】	→保護者	
	通級による指導終了児童生徒について（通知） 【様式 7-1】	市町教委 →県教委	
速やかに	通級による指導終了児童生徒について（通知） 【様式 8】	県教委 →通級指導校	

* 年度途中の退級の場合のみ手続きを行う。年度変わりの退級は手続き不要。

4 注意事項

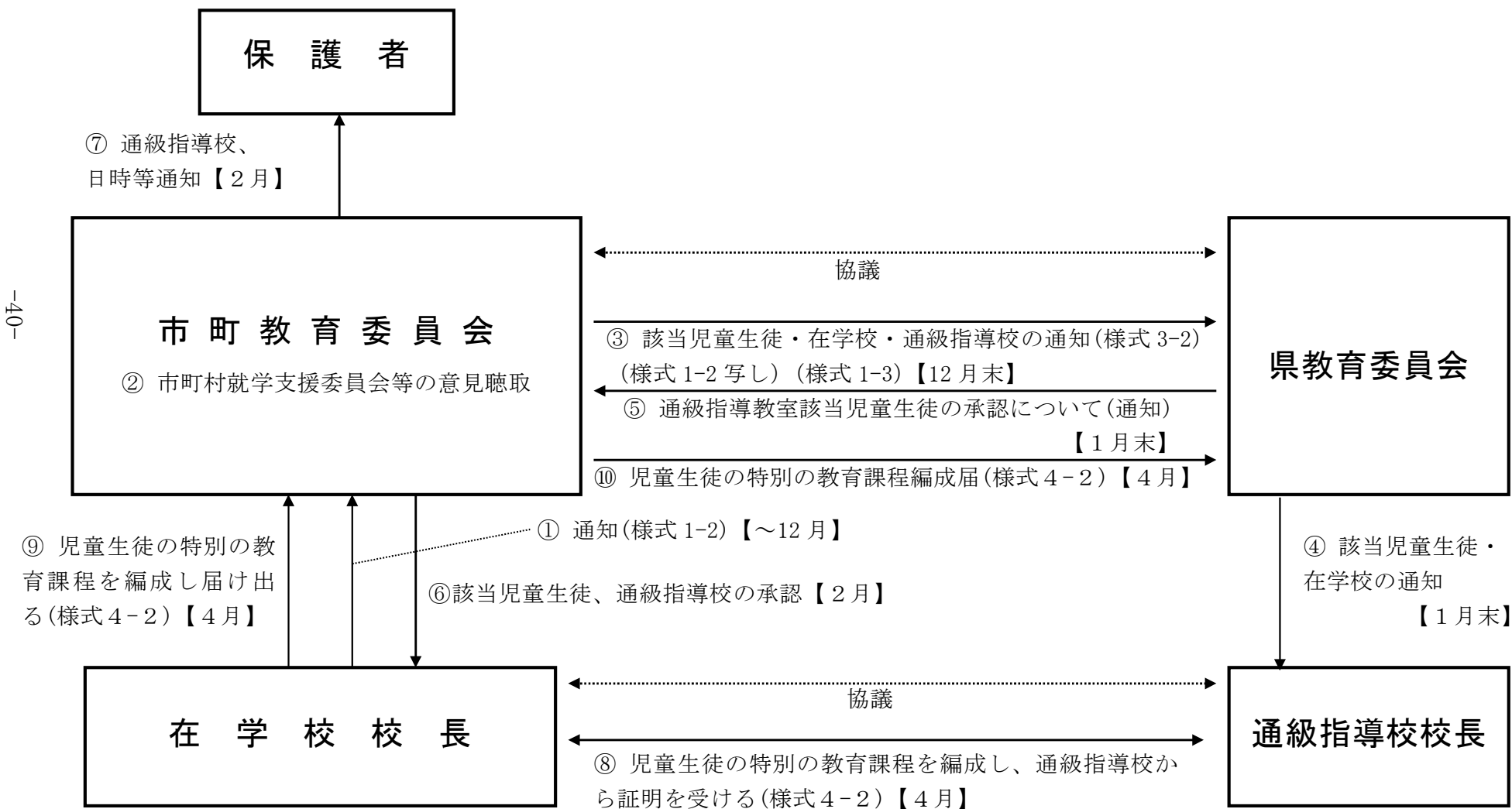
- (1) 学校名及び学年は開始年度 4 月 1 日現在（新学年）とする。
- (2) 別添様式 1 - 2、1 - 3 について、事由欄には該当者であることの明確な根拠（障害の程度及び通級による指導が必要な旨）を、具体的に記載する。
×難聴のため
×聴覚特別支援学校での通級指導が必要なため
- (3) 開始年度に中学校に進学する児童については、現在在籍する小学校長名で様式 1 - 2 を提出する。なお、児童・生徒学校名の欄については、進学を予定している中学校名を記載する。その場合、当該児童が進学後に聴覚特別支援学校で通級指導を受けることを、進学を予定している中学校に必ず連絡すること。
- (4) 様式 3 - 2 について該当者がいない場合には、「該当者なし」と記載し報告する。
- (5) 市町立以外の学校に通う児童生徒も、居住する市町の教育委員会を通して県教育委員会に提出する。

5 サテライト教室の実施場所変更に係る手続き

原則、サテライト教室の実施場所を変更しない。やむを得ぬ事情で実施場所を変更する場合は、以下のとおり、手続きを進める。

- (1) 該当市町教育委員会と該当聴覚特別支援学校、本人・保護者の三者で候補となる場所を選定する。
- (2) 該当市町教育委員会から候補場所を11月までに県教育委員会に報告する。
(実施場所の改修や閉館等で、変更があらかじめ予測される場合は、早めに報告する。)
- (3) 該当市町教育委員会からのサテライト教室での通級指導の依頼「県立聴覚特別支援学校の通級指導について（依頼）」（2月中）において、新しい指導場所で依頼する。
→県教育委員会で承認。

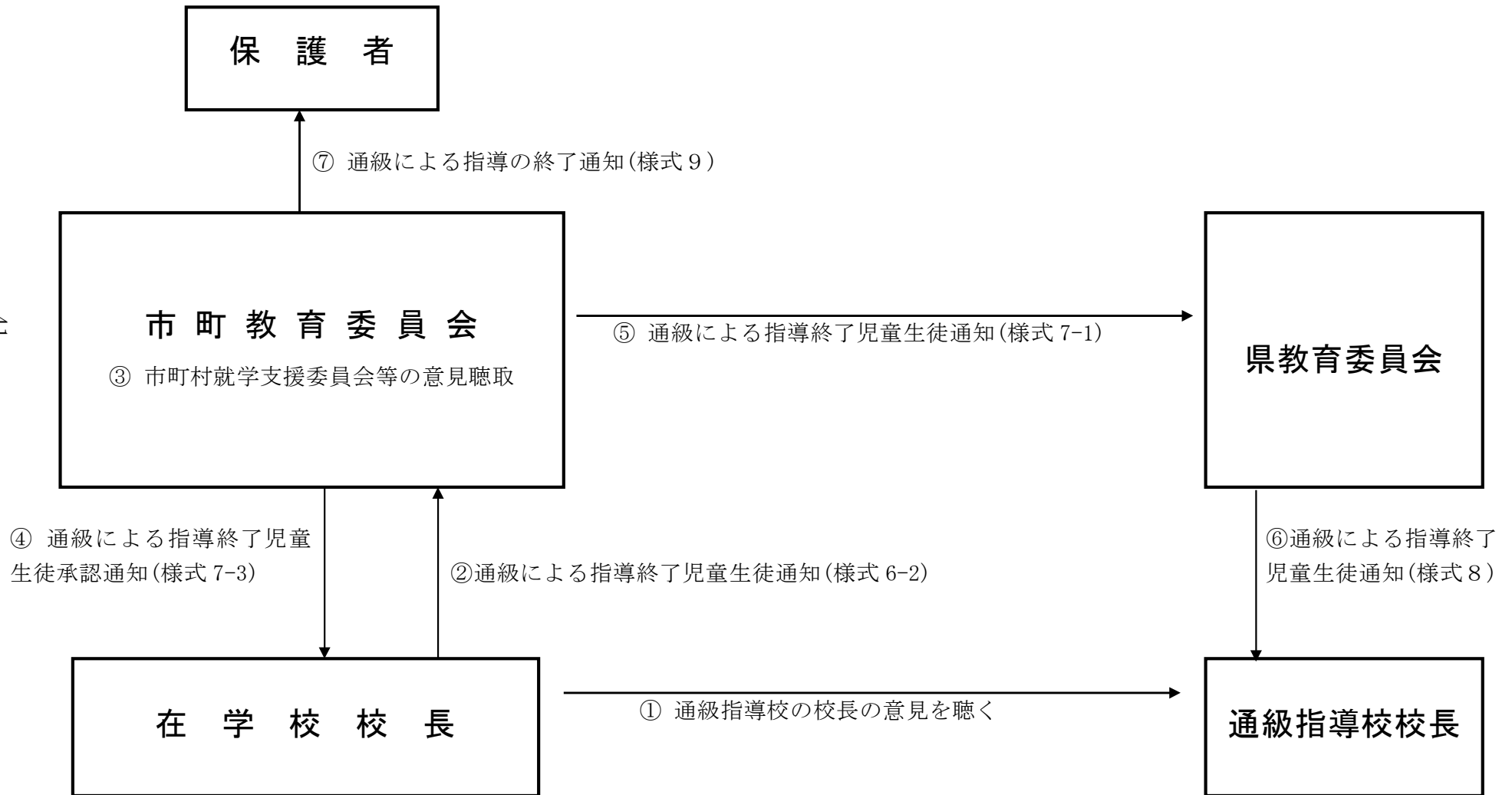
特別支援学校における「通級による指導」に係る手続（指導を始める時の手続き）



※原則、年度途中の入級は認めない。

特別支援学校における「通級による指導」に係る手続（指導の終了の手続き（年度途中の終了のみ））

-41-



※年度末で終了となる場合は、手続き不要。

教育委員会 様

学校名

学校長名

静岡県立特別支援学校（聴覚障害）への通級該当者について（通知）

このことについて、本校下記児童生徒が、静岡県立特別支援学校（聴覚障害）への通級
該当者であることを通知します。

なお、このことについては、保護者の了解（同意）を得ていることを申し添えます。

記

児童 一 生 徒	ふりがな 氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名及び学年は開始年度4月1日現在（新学年）とする。 ・開始年度に中学校に進学する児童については、現在在籍する小学校長名で様式1-2を提出する。なお、児童・生徒学校名の欄については、進学を予定している中学校名を記載する。その場合、当該児童が進学後に聴覚特別支援学校で通級指導を受けることを、進学を予定している中学校に必ず連絡すること。
	生年月日	
	学校名	
	現住所	
通級指導を希望する学校		静岡県立（ ）聴覚特別支援学校
保護者氏名		障害の程度及び通級による指導が必要な旨を、具体的に記載する。 ×難聴のため ×聴覚特別支援学校での通級指導が必要なため
事由		

* 実施する場所については、該当校と相談すること。

* 学校名及び学年については通級指導開始年度の4月1日現在の学校名を記入する。

静岡県立特別支援学校（聴覚障害）への通級該当者調査個票

() 教育委員会 担当者職名・氏名 ()
 記入年月日 年 月 日

児童 一 生 徒	ふりがな 氏名	男・女
	生年月日	
	在学 学校名 (予定)	小学校 第1学年
	現住所	〒 電話 (- -)
通級指導を希望する学校		静岡県立 () 聴覚特別支援学校
保護者氏名		
事由		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> 障害の程度及び通級による指導が必要な旨を、具体的に記載する。 ×難聴のため ×聴覚特別支援学校での通級指導が必要なため </div>

* 実施する場所については、該当校と相談すること。

第 号
年 月 日

静岡県教育委員会教育長 様

教育委員会教育長

静岡県立特別支援学校（聴覚障害）への通級該当者について（通知）

このことについて、下記児童生徒が静岡県立特別支援学校（聴覚障害）への通級該当者であることを通知します。

なお、このことについては、保護者の了解（同意）を得ていることを申し添えます。

記

児童生徒氏名	学年	生年月日	保護者氏名	在 schools 名	通級指導校名

* 学年欄は通級指導開始年度の4月1日現在を記入

* サテライト教室での指導を実施する場合は、通級指導校名欄にサテライト教室名も記入（記入例：〇〇聴覚特支〇〇教室）

在学学校	←→	通級指導校校長
在学学校	→	市町教育委員会
市町教育委員会	→	県教育委員会

通級による指導を受ける児童生徒の特別の教育課程編成届

在学学校名		校長氏名	
所在地		電話番号	〈 〉 (-)

通級指導校名	
--------	--

〈通級による指導を受ける児童生徒の特別の教育課程〉

NO	氏名	性別	学年	通級指導の指導時間数			通常の学級での週指導時間数	主な指導内容	指導期間	通級指導担当者	通級方法	所要時間	備考
				(週あたり)	曜日	時間							

上記の児童生徒が、通級による指導を受けることを証明します。

年 月 日 通級指導校 _____ 学校長

教 特 第 号
年 月 日

教育委員会 様

静岡県教育委員会

通級指導教室該当児童生徒の承認について（通知）

学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条の規定により、下記のとおり通級を承認します。

記

- 1 児童生徒名 (学校 年)
- 2 通級指導校 静岡県立 聴覚特別支援学校
- 3 入級許可年月日 年 月 日

教 特 第 号
年 月 日

静岡県立 聴覚特別支援学校長 様

静岡県教育委員会

通級指導教室の該当児童生徒について（通知）

学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条の規定により、別紙のとおり通知します。

静岡県立 聴覚特別支援学校通級指導教室該当児童生徒一覧

No.	氏名	性別	生年月日	在学学校名 (令和 年4月1日現在)	学年	住所	保護者名
1			平成 年 月 日				
2			平成 年 月 日				
3			平成 年 月 日				
4			平成 年 月 日				
5			平成 年 月 日				
6			平成 年 月 日				
7			平成 年 月 日				
8			平成 年 月 日				
9			平成 年 月 日				
10			平成 年 月 日				

第 号
年 月 日

教育委員会教育長 様

立 学校
校長

通級による指導終了児童生徒について（通知）

下記の児童生徒について、通級による指導を終了したいので通知します。

記

児 童 生 徒	(ふりがな) 氏 名	(男・女)
	生年月日	平成 年 月 日
	在学名・学年	
	現住所	
	通級指導を終了する学校	静岡県立 聴覚特別支援学校
保護者氏名		
事 由		

第 年 月 日 号

立 学校長 様

教育委員会教育長

通級による指導終了児童生徒の承認について（通知）

下記の児童生徒について、通級による指導を終了することを承認します。

記

児 童 生 徒	(ふりがな) 氏 名	(男・女)
	生 年 月 日	平成 年 月 日
	現 住 所	
通級指導校名		静岡県立 聴覚特別支援学校

○ 終了許可年月日 年 月 日

様式9

第 号
年 月 日

様

教育委員会教育長

通級による指導の終了について（通知）

このことについて、下記のとおり通級による指導を終了するので通知します。

記

1 児童生徒氏名

2 通級指導校 静岡県立 聴覚特別支援学校

3 終了年月日 年 月 日

第 号
年 月 日

静岡県教育委員会教育長 様

教育委員会教育長

通級による指導終了児童生徒について（通知）

下記の児童生徒について、通級による指導を終了したので通知します。

記

児 童 生 徒	(ふりがな) 氏 名	(男・女)
	生 年 月 日	平成 年 月 日
	現 住 所	
通級指導校名		静岡県立 聴覚特別支援学校

○ 終了許可年月日 年 月 日

様式 8

第 年 月 日
号

立 学校長 様

教育委員会教育長

通級による指導終了児童生徒について（通知）

下記の児童生徒について、通級による指導を終了したので通知します。

記

児童生徒氏名	学年	生年月日	在 schools 名

○ 終了許可年月日 年 月 日

教育委員会 様

学 校 名

学校長名

静岡県立特別支援学校（聴覚障害）への通級該当者について（通知）

このことについて、本校下記児童生徒が、静岡県立特別支援学校（聴覚障害）への通級該当者であることを通知します。

なお、このことについては、保護者の了解（同意）を得ていることを申し添えます。

記

児 童 ・ 生 徒	ふ り が な 氏 名	男・女
	生 年 月 日	
	学 校 名	第 学年
	現 住 所	〒 電話（ - - ）
通級指導を希望する学校		静岡県立（ ）聴覚特別支援学校
保 護 者 氏 名		
事 由		

* 実施する場所については、該当校と相談すること。

* 学校名については通級指導開始年度の4月1日現在の学校名を記入する。

静岡県立特別支援学校（聴覚障害）への通級該当者調査個票

() 教育委員会 担当者職名・氏名 ()
 記入年月日 年 月 日

児童・生徒	ふりがな 氏名	男・女
	生年月日	
	在学学校名 (予定)	小学校 第1学年
	現住所	〒 電話 (- -)
通級指導を希望する学校		静岡県立 () 聴覚特別支援学校
保護者氏名		
事由		

* 実施する場所については、該当校と相談すること。